



児童・福祉に関する手当のご案内

問困子ども課子ども育成係(☎内線1164) 困住民福祉課福祉子ども係(☎内線2153)
困福祉課障害福祉係(☎内線1159)

児童手当

15歳に達する日以降
の最初の3月31日まで
の児童を養育している人に支給さ
れます。(日本国内に居住する場
合)
○支給月額(児童1人あたり)
所得制限限度額未満(児童手当)
・0歳から3歳未満 15,000円(一
律)
・3歳以上小学校修了前 10,000
円(第3子以降は15,000円)



・中学生 10,000円(一律)
所得制限限度額以上、所得上限限
度額未満(特例給付)
・5,000円(一律)
所得上限限度額以上
・支給されません
※主たる生計維持者の所得が所得
上限限度額以上の場合、児童手当
などは支給されません。支給され
なくなつた後に所得が上限限度額
を下回った場合は、あらためて申
請が必要です
※公務員の人は勤務先で手続して

ください

※受給者が公務員になったとき、
公務員でなくなったときは、市と
勤務先に届出が必要です
○制度改正(令和6年10月分手当
から)

児童手当の制度が大幅に改正さ
れる予定です。詳細が決まり次
第、市HPでお知らせします。
※令和6年10月支給(9月分手当
までは、現行制度で運用します

児童扶養手当

ひとり親もしくは、
それに相当する状態に
ある児童(父母が離婚・父または母
が一定基準以上の障害の状態にあ
る児童など)を対象とした制度
で、児童(18歳到達年度の末日
(一定基準以上の障害のある場合
は20歳未満)まで)を監護する



母、児童を監護し生計を同じくす
る父、父母に代わって児童を養育
している人に支給されます。
○支給月額(令和6年4月~)
全部支給の場合
第1子 45,500円
第2子 10,750円
第3子 6,450円
一部支給の場合
所得に応じて手当額が決まりま

す。

※受給資格者、扶養義務者の所得
が限度額以上の場合は、その年度
の手当の一部または全部が支給さ
れません

※受給資格要件や、所得制限限度
額など詳しくはお問い合わせくだ
さい

※手当を受給している人は8月に
現況届を提出する必要があります

特別児童扶養手当

心身に障害のある20
歳未満の児童を監護し
ている父もしくは母(どちらか所
得の高い方が受給者となる)、また
は父母に代わって児童を養育し
ている人に手当が支給されます。
○支給額 令和6年4月~(月額)
1級 55,350円
2級 36,860円
※児童が児童福祉施設などに入所
している場合や、障害を事由とす



る年金を受給できる場合は、手当
が支給されません
※受給資格者や配偶者、扶養義務
者などの所得に応じて、その年度
の手当の全部が支給されません
※受給資格要件、障害の程度、所
得制限限度額など詳しくはお問い合わせ
ください
※手当を受給している人は8月に
所得状況届を提出する必要があります

手当の支給は原則として申請
の翌月分から開始しますが、受
給中に次の事由が生じたときは
手当が停止されます。

- ・住所や氏名に変更があったとき
- ・対象児童が増えた、減ったとき
- ・受給資格がなくなったとき
など

※手当が遅れると手当が受給で
きない月が生じたり、受給した
手当を返還してもらうことがあ
るので注意してください

障害児福祉手当

対象児

在宅で重度の障害があり、日常
生活において常時介護を必要とす
る20歳未満の人。ただし、障害
を支給事由とする給付を受けてい
る人や社会福祉施設などへ入所中
の人は除きます。

支給額 月額15,690円(令和6年
4月~)

特別障害者手当

対象者

在宅で著しく重度の障害があ
り、日常生活において常時特別な
介護を必要とする20歳以上の
人。ただし、社会福祉施設などへ
入所中、または病院に3か月以上
入院している人は除きます。

支給額 月額28,840円(令和6年
4月~)

※障害児福祉手当は、特別児童扶
養手当と併せて受給できます

※受給資格者や配偶者、扶養義務
者などの前年の所得に応じて、手当
の全額が停止されることがあります
※手当を受給している人は、8月に
所得状況届を提出する必要があります

※受給資格要件、障害の程度、所
得制限限度額など詳しくはお問い合わせ
ください